

独立行政法人酒類総合研究所の事業年度評価の総括評価シート

- A+ : 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。
 A : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。
 B : 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。
 C : 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
 D : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

○ 項目別評価

中 期 計 画 の 大 項 目	評 定	理 由 ・ 指 摘 事 項 等
<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p>	<p>組織運営に関しては、理事長のトップマネジメントの下に効率的かつ効果的な業務運営に努めると共に、法令遵守体制への取り組み等、内部統制の整備についても順調な進展が見られた。</p> <p>また、東日本大震災への対応についても、国内唯一の酒類の研究機関として、酒類の安全性の確保のため分析・鑑定及び研究業務を実施したことについて評価できる。</p> <p>予算運営に関しては、業務経費・一般管理費が大幅に削減され、毎年着実に経費を削減していることは評価できる。東日本大震災への対応のための随意契約等やむを得ない面もあったが、随意契約の見直しについては、引き続き努力を期待する。</p> <p>職場環境の整備等についても、健康診断等が定期的に行われているなど、中期計画の実施状況は順調であった。また、職員の資質向上のため、外部研修、学会への派遣等職員への配慮が伺える。</p> <p>資産の有効活用等についても、中期計画に沿って順調に進展しており評価できる。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p>	<p>酒類の高度な分析及び鑑定に関しては、国税庁からの依頼分析、浮ひょうの校正、分析法の改良、分析機器の整備などが中期計画に沿って着実に行われていると認められる。特に、ガンマ線核種分析装置の整備を行い、酒類等の放射性物質の分析を迅速かつ適切に行い酒類の安全性の確保に努めたことは高く評価できる。</p> <p>酒類の品質評価に関しては、全国新酒鑑評会、本格焼酎鑑評会に審査員の派遣、職員の官能評価訓練等の取組みも適切・良好であり、酒類の品質及び酒造技術の向上に充分寄与しているものと評価できる。</p> <p>酒類及び酒類業に関する研究及び調査に関しては、第2期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、</p>

		<p>税務行政に直結した分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への重点化が図られており、多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。</p> <p>特に、醸造微生物に関する研究、カルバミン酸エチル分解酵素による有害物質の低減法の開発に関する研究、酒類の長期品質保持に資する研究による清酒の酒質の向上など国内外の関連研究者の研究発展にも大きく寄与するものもあり、極めて高い研究実績である。</p> <p>成果の普及に関しては、研究論文、特許及び分譲対象菌株リストのデータベース化とホームページへ公開するほか、一般消費者・国民に研究成果をわかり易く伝えるための刊行物の発行、ホームページの充実、施設公開等の状況も良好であると認められる。</p> <p>特に本年度は、清酒製造におけるセシウムの挙動に関する研究結果の概要をプレスリリースするとともにホームページに公開することで清酒製造者や一般消費者の酒に関する安心感を高めた実績は高く評価できる。</p> <p>酒類及び酒類業に関する情報の収集整理及び提供に関しては、「日本酒ラベルの用語辞典」の日本語版の他、外国語版の配付や情報誌の発行、ホームページのコンテンツの充実を図っており、情報の提供やサービスは継続的に適切に行われていると評価できる。</p> <p>酒類及び酒類業に関する講習に関しては、受講者数及び講習内容について目的と目標が達成されるとともに、その実施に当たっては、収支相償の考えの下、費用負担を依頼するなどの努力が認められる。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>
<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p>	<p>中期計画に従って業務運営の効率化に努めるとともに、手数料水準の見直し等を始めとした自己収入の確保に向けた努力が認められる。予算削減への対応も適切であり、収入・支出面とも大きな問題はなく健全な運営がなされていると判断する。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>
<p>4 短期借入金の限度額</p>	<p>○</p>	<p>借入金の実績はなく妥当である。</p>

5 重要な財産の処分	○	重要な財産の譲渡及び担保の提供はなく妥当である。
6 剰余金の使途	○	使途の実績はなく妥当である。
7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項	A	<p>人事に関する計画については、若手職員の国際学会への派遣等による、職員の資質向上への取り組みを実施すると共に、常勤職員の増加抑制について、中期計画に従い順調に進展している。</p> <p>積立金の処分に関する計画及び情報の公開と保護についても、中期計画の達成に向けて順調に進展していると評価できる。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>

○ 全体評価

平成 23 年度は、独立行政法人移行後 11 年目であり、第 3 期中期目標期間の初年度に当たる。

第 3 期中期目標及び計画については、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の「事業仕分け」の評価結果及び平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の内容を踏まえて策定されており、酒類総合研究所の業務の実績は、本中期計画に照らして順調であった。

研究・調査等業務については、基本方針を踏まえて、税務行政に直結した分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に重点化して実施している。「酒類の有害物質の実態把握及びその低減法の開発」、「醸造微生物に関する研究」並びに「酒類の長期品質保持に資する研究」の研究成果については、極めて高く評価することができる。特に、清酒酵母や麹菌の醸造特性や安全性に関する遺伝子レベルでの解析やそのゲノム情報のデータベース化等は、これまでの研究実績を基に一層の高度化が図られ、微生物学、醸造学及び関連分野の研究の発展に大きく寄与するものである。

今年度に関して特筆すべきは、東日本大震災に関連した福島第一原子力発電所事故を受け、酒類の安全性確保のため清酒製造におけるセシウムの挙動に関する研究を緊急に実施したことである。研究の結果は、概要がプレスリリースされ、清酒製造業者や一般消費者の酒に関する安心感を高めるとともに、欧州連合(EU)への酒類(清酒、しょうちゅう及びウイスキー)の輸出について証明書の添付が不要となった。こうした業務は、課税の対象となる酒類の品質及び安全性の確保という酒類総合研究所が果たすべき役割の一部であり、震災対応の一環で、国民に対する酒類の安全性確保のために、有用な研究成果をあげたことは大きな評価に値する。

また、これらの研究・調査業務を少人数の研究員で実施し、成果を挙げたことは高く評価できる。

研究以外の業務については、分析・鑑定業務、鑑評会の開催、講習会・講演会・セミナーの開催、酒類製造技術者の育成、施設公開など多くの取り組みが適切、効果的に実施されたことを認める。また、成果の公表や普及が積極的に展開されるとともに一般消費者や酒造業者に向けたサービス業務、各種刊行物の発行やホームページの充実等も着実、継続的に実施されており、中期計画の進捗状況は順調と評価できる。

業務運営については、理事長のリーダーシップの下に、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られており、内部統制についても酒類総合研究所が社会的責任を履行するという観点から、リスクマネジメントの実施、内部監査体制の整備が図られており、評価できる。

予算、収支計画並びにその実績については、効率的な業務運営が図られた結果として、一般管理費及び業務経費等の目標を超える削減を実施するとともに、収入・支出のバランスが良好であり健全な運営がなされていると判断できる。

人事については、非常勤職員の活用等により常勤職員の人数を削減したが、職員(特に研究員)に対するインセンティブ提供による競争的な人事管理の導入によって職員の資質の向上についても成果を挙げている。

また、各省庁の研究所、大学、民間企業、業界団体との連携を深めるとともに、ポストドクターや研究生の受入れ、外部資金の導入や任期付研究員の適切な採用などに努めており評価できる。

酒類総合研究所は、平成 26 年 4 月に国に移管されることとされており、税務行政に直結する分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究に重点化することとなるが、理論的裏付けとなる研究を行う上では基盤となる基礎研究も重要となる。今後はこのような点に留意しつつ、国内で唯一の酒類に関する国の研究機関として、また酒類製造や醸造微生物研究に関連した特色ある研究拠点として、将来の新たな展開に向け、活力ある業務運営を継続されるよう期待する。